

NO. 5 基礎充電設備

対象要件	<p>駐車中に電気自動車等への充電を行うための充電設備で、次の要件を全て満たすもの                  (設備の例) コンセント型・充電ケーブル一体型・V2H                  ア 個人が居住する住宅、賃貸住宅又は自治会等の活動拠点の敷地内に固定して設置されるもの                  イ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電機能(放電機能を併せ持つものを含む。)を有するもので、定格充電出力が10kW以下の設備であるもの                  ウ 中古品、自作品又はリース品でないもの</p>
補助対象経費	<p>①充電機器購入費                  ②設置工事費</p>
必要書類	<p>必須書類</p> <p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書(市様式:様式第1号)                  ② スマートエネルギー導入補助金交付請求書(市様式:様式第2号)                  ③ 事業実績報告書(市様式:別紙5号)                  ④ 見積書の写し(補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの)                  ⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し(補助対象経費が確認できるもの) ※備考欄記載の販売証明書でも可。                  ⑥ 保証書の写し                  ⑦ 施工写真(設置箇所の施工前、施工中及び施工後の写真)                  ⑧ 充電設備の配置図                  ⑨ 充電設備の仕様が分かるもの(カタログの写し等)                  ⑩ 案内図(住宅地図等)</p>
	<p>その他</p> <p>◆ 建物所有者同意書(市様式:書式2) ※申請者以外の所有者がいる場合に限る。                  ◆ 共同名義人同意書(市様式:書式3) ※申請者以外の名義人がいる場合に限る。                  ◆ 法人の登記事項証明書(履歴事項の全部事項証明書)又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る                  ◆ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書(全部事項証明書) ※事業者の場合に限る。                  ◆ その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書及び領収金額明細書の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書及び領収金額明細書の写しは、販売証明書(書式1)により代替することができます。